

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞表彰要領

(目的)

- 1 積極的またはユニークな活動を通して防犯の実績を上げている個人または団体(自治会、サークル、グループ、NPO団体等。)で、特に推奨すべきものと認められるものについて、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議の会長である知事はその努力をたたえ、表彰することにより、犯罪のない滋賀づくりに役立てるものとする。

(表彰の名称)

- 2 この表彰の名称は、『「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞』とする。

(表彰の対象)

- 3 この表彰の対象となる団体は、県内各地域で次に掲げる防犯活動に取り組んでいる個人または団体とする。
 - (1) 地域の防犯パトロールを積極的に続けている個人または団体
 - (2) 学校の登下校時に通学路で児童の安全確保を行っている個人または団体
 - (3) 安全なまちづくりのため、落書き消しや防犯灯の修理などをボランティアで行っている個人または団体
 - (4) 少年の非行防止または非行少年の立ち直り支援に貢献のある個人または団体
 - (5) 防犯機器の開発や発明を通じ犯罪抑止に顕著な業績のある個人または団体
 - (6) これまでの防犯活動の概念にとらわれないユニークな取り組みで犯罪抑止に貢献のある個人または団体
 - (7) その他、知事が表彰に値すると認める個人または団体

(表彰の対象外)

- 4 次の各号に掲げるものは、この表彰の対象から除外する。
 - (1) この表彰の対象となる活動等について、叙勲、褒賞または大臣もしくは知事の表彰を受けたことのある個人または団体
 - (2) 刑罰を受けたことがあり、その後相当の期間が経過していない者等県民感情にそぐわない個人または団体

(表彰の手續)

- 5 この表彰の被表彰候補者(団体を含む。以下同じ。)の推薦は、市町長および「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成団体の長(以下「推薦者」という。)が行う。
- 6 推薦者は、この表彰の実施について、広報等により住民をはじめ各関係者に広く周知するとともに、被表彰候補者の把握に努めるものとする。
- 7 推薦者が被表彰候補者の推薦をする場合は、市町長にあっては当該市町を管轄する環境・総合事務所長(大津市にあっては、滋賀県総合政策部長)を、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成団体の長にあっては滋賀県総合政策部長を経由して別記様式第1号または第2号による推薦書類を提出するものとする。

- 8 この表彰の被表彰者（団体を含む。以下同じ）は「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て、知事が決定する。
- 9 選考委員会は、次に掲げる者により構成する。
総合政策部長（委員長）
総合政策部次長
総合政策部管理監（安全なまちづくり担当）
総合政策部県民活動生活課長
滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課長
（社）滋賀県防犯協会専務理事
- 10 この表彰を授与することが決定した場合は、推薦事務を取り扱った機関を通じて被表彰者に通知する。
- 11 この表彰は、被表彰者が個人である場合は本人に、団体である場合はその代表者に知事から『「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞』を授与して行う。

付 則

この要領は、平成 15 年 7 月 22 日から実施する。

- 一部改正 平成 16 年 11 月 10 日
- 一部改正 平成 17 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日
- 一部改正 平成 19 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 20 年 7 月 1 日
- 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 23 年 4 月 1 日